



すべての人が、幸せになる権利を持っています。

人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

私たちにできる災害支援

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、毎年1月17日は『防災とボランティアの日』と定められ、災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の認識を深める日となっています。また近年、平成23年（2011年）3月に起きた東日本大震災や、平成28年（2016年）4月の熊本地震などをはじめとした大規模な災害が多く発生し、自治体の危機管理体制や住民の防災意識は、ずいぶん高くなったように思います。

しかし一方で、被災地や避難所では、多くの人権問題が起こっていることが認識されるようになりました。東日本大震災では、原発地域からの避難者に対し、「放射能がうつる」などの間違った認識や偏見から、ホテルの宿泊やガソリン給油の拒否、学校でのいじめ、「被爆した地域の食品は売れない、食べない」という風評被害が起きました。また、避難所では、生活必需品の不足や食事の偏り、狭い空間での生活に体調を崩す人もいました。高齢者向けや乳幼児用、アレルギー食などありませんし、物資が届くようになっても、清掃や炊事は女性がするべきと役割分担され、育児や仕事も十分できませんでした。女性・子ども・高齢者・障害者への暴行や虐待も起きたと報告されています。

これらの課題を踏まえ、多くの自治体では、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を考慮した避難所運営体制の整備や、災害時の人権侵害防止のための啓発活動を行っています。下関市でもその一つとして、「災害時要援護者登録制度」があります。これは、災害時に助けを必要とする在宅の高齢者や障害者等の災害時要援護者の方々を災害から守るために、避難支援者など地域の皆さんや行政が一体となって支え合う制度です。

災害時は、経験のない出来事であったり、命への不安であったり、周りを顧みる余裕がなくなってしまうのも当然だと思います。しかし、誰もが同じように避難生活が送れるよう、特に要配慮者に対する気配りは大切です。私たちは、いつ災害に見舞われるかわかりません。避難生活の中においても、すべての人たちの生活が守られ、安心して過ごせるようにするためには、いざというときに何ができるのか、日頃から考えておく必要があると思います。